

坂出市地域防災計画 参考資料

第1章 条例・要綱等

1 - 1 坂出市防災会議条例

昭和38年10月 1 日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、坂出市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務および組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 坂出市地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長および委員)

第3条 防災会議は、会長および委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 香川県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 香川県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長および消防団長
- (7) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めるもの

6 前項の委員の数は、30人以内とする。

7 第5項第1号から第3号まで、第7号および第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、香川県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員および学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、昭和38年10月 1 日から施行する。

付 則(平成8年9月26日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年3月23日条例第2号抄)

この条例は、平成12年4月 1 日から施行する。

付 則(平成24年9月27日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の坂出市災害対策本部条例第1条の規定は、平成24年6月27日から適用する。

1 - 2 坂出市災害対策本部条例

昭和38年10月 1 日条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、坂出市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を処理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長および現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を処理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

この条例は、昭和38年10月 1 日から施行する。

付 則(平成13年 3 月27日条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年12月22日条例第34号抄)

1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成24年 9 月27日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の坂出市災害対策本部条例第1条の規定は、平成24年 6 月27日から適用する。

1－3 坂出市防災会議運営要綱

平成16年1月5日要綱第20号

第1条 この要綱は、坂出市防災会議条例(昭和38年坂出市条例第29号)第5条の規定に基づき、坂出市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 出席者の職名および氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

第4条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者は、その防災会議においては委員とみなす。

2 委員はあらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出ておかなければならない。

第5条 会長は防災会議が処理すべき事項のうち、軽易なものについて専決処分することができる。

2 専決処分できる事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害が発生した場合における災害応急対策および災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整に關すること。
- (2) 関係行政機関等の長に対し、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (3) 坂出市災害対策本部の設置についての意見に關すること。

3 会長は、前項により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

第6条 防災会議の庶務は、坂出市危機管理課において処理する。

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、昭和38年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年2月18日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

1-4 坂出市防災行政用無線局管理運用規程

平成 3 年 3 月 26 日 規程第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)その他関係法令に定めるもののほか、本市が設置する防災行政用無線局の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線設備 電波を送り、または受けるための電氣的設備をいう。
- (2) 無線局 無線設備および無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (3) 基地局 移動局を通信の相手方として、坂出市庁舎内に設置する移動しない無線局をいう。
- (4) 移動局 基地局を通信の相手方とする無線局をいう。
- (5) 移動系 前各号およびその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (6) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の回線構成等)

第 3 条 無線局の回線構成、配置、運用方法等は、別に定めるところによるものとする。

(総括管理者)

第 4 条 移動系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、移動系の管理運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、総務部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第 5 条 移動系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、移動系の管理運用の業務を行うとともに、無線従事者および管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、総務部職員課長の職にある者をもって充てる。

(無線従事者)

第 6 条 移動系に無線従事者を置く。

- 2 無線従事者は、管理責任者の命を受け、電波法その他関係法令を遵守し、無線局の円滑な運用を行う。

(通信取扱者)

第 7 条 通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員とする。

- 2 通信取扱者は、無線従事者の管理の下、電波法その他関係法令を遵守し、無線局の運用を行う。

(無線従事者の養成、配置等)

第 8 条 総括管理者は、無線局の適切な運用を図るため、無線従事者の養成およびその適正な配置に努めなければならない。

(無線設備の保守点検)

第 9 条 無線設備の正常な機能を維持するため年 1 回の保守点検を行い、異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第 10 条 総括管理者は、非常災害発生時に備え、通信機能の確認および通信運用の習熟を図るため、毎年 1 回以上通信訓練を行うものとする。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 6 年 3 月 24 日 規程第 4 号)

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 12 年 12 月 25 日 規程第 7 号)

この規程は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

付 則(平成 23 年 3 月 31 日 規程第 4 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

1-5 坂出市公共施設耐震対策庁内検討委員会設置要綱

平成19年2月1日要綱第1号

(設置)

第1条 坂出市の公共施設の耐震対策を促進し、もって安全・安心のまちづくりに資するため、坂出市公共施設耐震対策庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、公共施設の耐震対策に関する重要事項について審議するとともに、その促進を図るものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長は市長を、副委員長は副市長をもって充てる。

3 委員は、教育長、技監、総務部長、政策部長、市民生活部長、健康福祉部長、建設経済部長、出納局長、消防長、議会事務局長、教育部長、市立病院事務局長、政策課長、建設課長および財務課長をもって充てる。

4 委員会は、必要に応じて委員長の指示により関係者を会議に参画させることができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議を主宰する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、委員長の指示に基づき、委員会に付議する事項についての調査、研究等を行い、その結果を委員長に報告するものとする。

3 幹事会は、総務部長、政策課長、建設課長、財務課長および幹事をもって構成する。

4 幹事は、職員課長、ふくし課長、こども課長、教育総務課長、市立病院事務局庶務課長をもって充てる。

5 幹事会の会議は、総務部長が招集し、会議を主宰する。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、総務部職員課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会に諮り、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年2月16日から施行する。

付 則(平成19年4月1日要綱)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年10月29日要綱)

この要綱は、平成19年10月29日から施行する。

付 則(平成23年4月1日要綱第14号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月14日要綱第21号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成25年7月9日要綱第63号)

この要綱は、平成25年7月9日から施行する。

付 則(平成30年3月26日要綱第6号抄)

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(令和2年4月1日要綱第18号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和4年4月1日要綱第 号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

1—6 坂出市自主防災組織育成推進要綱

平成 17 年 4 月 1 日要綱第 3 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 233 号)および坂出市地域防災計画の趣旨に基づき、本市における自主防災組織の育成を推進することに関し必要な事項を定めることにより、災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地震、火災、風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合に被害を防止し、軽減し、または予防するため、住民が自主的に結成し、運営する組織であり、かつ、別表第 1 に掲げる活動を行うものをいう。
- (2) 住民組織 地域住民が組織する自治会等をいう。

(自主防災組織の基準)

第 3 条 自主防災組織の基準は、次のとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 住民組織を単位として結成された組織
 - イ 住民組織であって、その活動区域の地形、面積、構成世帯の規模、形態等の事情により自主防災組織の効果的な運営を図るため、当該住民組織の意思により、地域を分割し、または統合して結成されたもの
- (2) 別表第 2 に例示する組織を編成し、かつ、その役割分担に基づいて活動する組織であること。

(育成の方針)

第 4 条 市長は、自主防災組織の育成に当たっては、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりを働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう指導するものとする。

(結成の指導)

第 5 条 市長は、住民組織との交流の機会をとらえて、地域における防災意識の高揚を図り、自主的に自主防災組織を結成すよう指導するものとする。

(結成の届出)

第 6 条 住民組織は、自主防災組織を結成したときは、坂出市自主防災組織結成届(様式第 1 号)に役員名簿(様式第 2 号)、組織図(様式第 3 号)および規約を添えて、市長に届け出なければならない。

(活動等の指導)

第 7 条 市長は、自主防災組織の活動について、その実効性を期するため、活動を自発的かつ計画的に行うことができるよう働きかけるとともに、組織の活性化を図るよう指導するものとする。

(訓練の実施)

第 8 条 自主防災組織は、自らの地区における防災訓練等を計画的に実施するとともに、市が主催し、または共催する総合防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の活動能力の向上を図るものとする。

(変更の届出)

第 9 条 自主防災組織は、第 7 条の規定により、市長に届け出た内容等に変更が生じたときは、坂出市自主防災組織変更届(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に届出がなされている自主防災組織については、この要綱第6条の規定による届出がなされたものとみなす。

別表第1(第2条関係)

	主な活動内容
平常時	1 平常時の備えおよび災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及 2 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施 3 初期消火用資機材等の防災資機材および応急手当用医薬品の整備点検 4 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄 5 地域における高齢者、障がい者等の災害時要援護者の把握
災害時	1 出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集・伝達 2 集団避難の実施、高齢者や障がい者等の災害時要援護者の安否確認、移動補助等 3 救出・救護、炊出し等の実施、救援物資の分配、避難所の運営に対する協力等

別表第2(第3条関係)

自主防災組織の役割分担(例)

活動の 考え方 班 構 成	平常時の活動	災害時の活動
	各班の役割は、業務を担当する班が中心となり、これに他の班が協力すること。	活動の必要がないときには、他の班に協力するなど、災害の実態に応じた体制を執ること。
総 務 班	1 庶務全般 2 各班との連絡調整 3 関係機関との調整 4 他の班の活動内容に属しないこと。	1 庶務全般 2 各班との連絡調整 3 関係機関との調整 4 他の班の活動内容に属しないこと。
情 報 班	1 防災計画の策定・見直し 2 防災知識の普及 3 情報収集用資機材の整備・点検 4 情報収集および伝達訓練	1 関係機関および各班との連絡 2 災害情報の収集および伝達 3 ボランティアとの情報交換
消 火 班	1 危険地域の把握 2 危険物、ガス等の点検 3 火気使用設備器具の点検 4 初期消火資機材の整備・点検 5 初期消火訓練	1 初期消火活動 2 出火防止の呼び掛け
救出救護班	1 応急手当の知識・技術の普及 2 応急手当用資機材の整備・点検 3 救出・救護訓練	1 負傷者等の救出・応急手当等
避難誘導班	1 避難路・避難場所の把握および周知 2 災害時要援護者の把握 3 避難誘導資機材の整備・点検 4 避難誘導訓練	1 安全な避難場所の周知 2 避難行動を促すための説得 3 避難誘導 4 要援護者の避難の介助
給食給水班	1 炊飯用資機材の整備・点検 2 炊出し訓練 3 炊出し・給水訓練 4 生活必需品等の備蓄	1 炊出しおよび給水 2 救援物資の分配等

1-7 坂出市自主防災組織活動費補助金交付要綱

平成 24 年 4 月 1 日要綱第 64 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、坂出市自主防災組織育成推進要綱(平成17年坂出市要綱第 3 号)の趣旨に則り、自主防災組織の結成促進、活動の活性化および実効力強化を図るため、自主防災組織が行う第 3 条に定める事業に要する経費について、自主防災組織活動費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(自主防災組織の定義)

第 2 条 この要綱において「自主防災組織」とは、坂出市自主防災組織育成推進要綱第 3 条に規定する基準に適合し、かつ、同要綱第 6 条の規定による届出をしたものをいう。

(交付の対象および補助金の額等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、自主防災組織が自主的に企画および実施する防災に関する訓練、講習会および研修会(他団体との共催の場合および防災以外を目的とした事業を併せて行う場合を含む。)とする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、自主防災組織が支出した前項の事業に要する経費で次に掲げるものとする。ただし、他団体との共催の場合および防災以外を目的とした事業と併せて行う場合は、いずれの団体または事業に属する経費かの判断が困難なものを除く。

- (1) 講師等への謝礼
- (2) 消耗品、燃料および食料の購入ならびに資料等の印刷製本に要する経費
- (3) 会場等の使用料および賃借料
- (4) その他市長が特に必要と認めるもの

3 補助金の額は、前項の経費の 2 分の 1 を限度とする。ただし、1 組織につき 1 年度での交付限度額は、2 万円とする。

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を申請しようとするもの(以下「申請者」という。)は、坂出市自主防災組織活動費補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業の実施日時、実施場所、主催者名(共催の場合は共催者名を含む。次号において同じ。)、講師等がある場合はその者の氏名、参加者数および実施内容等を記した、事業の概要がわかる書類
- (2) 前号の書類の主催者名に申請者の属する自主防災組織名がない場合は、参加した企画会議または準備等の日時、場所および当該自主防災組織からの参加者数等を記した、企画段階から関わっていたことのわかる書類
- (3) 前条第 2 項の経費の領収書の写し。ただし、複数の経費の合算となっている場合は、物品ごとの金額のわかる明細等を添付するものとする。
- (4) 事業の実施状況がわかる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定および確定)

第 5 条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、および補助金の額を確定したときは、坂出市自主防災組織活動費補助金交付決定・確定通知書(様式第 2 号)により、その内容を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、坂出市自主防災組織活動費補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の請求書を受理した後、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消しおよび補助金の返還)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、すでに交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を申請の目的以外に使用したとき
- (3) 前2号に定めるものを除くほか、市長の指示に従わなかったとき

(書類の整備)

第9条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の施行および収支の状況に関する書類、帳簿等を整理し、補助事業が完了した年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しておかなければならない。また、市長から求められたときは、提出しなければならない。

(検査等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、担当職員に前条の書類等の検査をさせ、または補助事業の執行状況について実地調査をさせることができる。

2 補助事業者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

1—8 坂出市自主防災組織資機材整備事業補助金交付要綱

平成 17 年 4 月 1 日要綱第 4 号

(目的)

第 1 条 市は、坂出市自主防災組織育成推進要綱(平成 17 年坂出市要綱第 3 号)の趣旨に則り、自主防災組織の結成促進および活動の活性化を図るため、自主防災組織が行う第 4 条に定める事業に要する経費について、予算の範囲内において自主防災組織資機材整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとする。

(趣旨)

第 2 条 補助金の交付については、コミュニティ助成事業実施要綱(一般財団法人自治総合センター制定)の規定の適用を受けるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(自主防災組織の定義)

第 3 条 この要綱において「自主防災組織」とは、坂出市自主防災組織育成推進要綱第 3 条に規定する基準に適合し、かつ、同要綱第 6 条の規定による届出をしたものをいう。

(交付の対象および補助金の額等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) コミュニティ助成事業実施要綱の適用を受ける自主防災組織育成事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める自主防災組織資機材整備事業
- 2 補助金の交付の対象となる経費および補助金の額は、別表第 1 のとおりとする。
- 3 第 1 項第 1 号の事業への補助金の交付は、1 組織につき 1 回限りとする。
- 4 第 1 項第 2 号の事業への補助金の交付は、1 年度につき 1 回限りとする。
- 5 第 1 項第 1 号の事業および第 1 項第 2 号の事業への補助金は、同一年度において重複して交付しないものとする。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、坂出市自主防災組織資機材整備事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書(様式第 2 号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 6 条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、坂出市自主防災組織資機材整備事業補助金交付決定通知書(様式第 3 号)により、その内容を申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の補助金交付決定に条件等を付することができる。

(補助事業の遂行)

第 7 条 申請者は、補助金交付決定の内容およびこれに付された条件等に基づき、誠実に補助事業を行わなければならない。

(補助事業の内容の変更等)

第 8 条 申請者は、補助事業を変更し、中止し、または廃止しようとするときは、速やかに次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 第 5 条の申請書または添付書類に、内容または記載事項の変更があるときは、坂出市自主防災組織資機材整備事業変更申請書(様式第 4 号)を提出し、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、坂出市自主防災組織資機材整備事業中止(廃止)申請書(様式第 5 号)を提出し、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないときまたはその遂行が困難となったときは、市長に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第 9 条 申請者は、補助事業が完了したときは、坂出市自主防災組織資機材整備事業実績報告書(様式第 6 号)に収支決算(予定)書(様式第 7 号)、事業に要した費用の領収書その他市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第 10 条 市長は、前条の実績報告書が提出された場合において、当該補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件等に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、坂出市自主防災組織資機材整備事業補助金確定通知書(様式第 8 号)により申請者に通知するものとする。
- 2 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、坂出市自主防災組織資機材整備事業補助金交付請求書(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 11 条 市長は、前条第 2 項の請求書を受理した後、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消しおよび補助金の返還)

- 第 12 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、すでに交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部または一部の返還を命ずることができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を申請の目的以外に使用したとき。
 - (3) 前 2 号に定めるものを除くほか、市長の指示に従わなかったとき。

(書類の整備)

第 13 条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の施行および収支の状況に関する書類、帳簿等を整理し、補助事業が完了した年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保存しておかなければならない。また、市長から求められたときは、提出しなければならない。

(検査等)

- 第 14 条 市長は、必要があると認めるときは、担当職員に前条の書類等の検査をさせ、または補助事業の執行状況について実地調査をさせることができる。
- 2 補助事業者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(財産の管理)

- 第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を、補助金の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、当該財産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

(補助事業者に対する指導)

- 第 16 条 市長は、補助事業者に対して、次に掲げる指導を行うものとする。
- (1) 防災資機材等を活用した定期的(年 1 回以上)な防災訓練を行うこと。
 - (2) 防災資機材等の定期的な点検を行うこと。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(兵士絵 19 年 3 月 1 日要綱)

この要綱は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

付 則(平成 21 年 4 月 1 日要綱)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 24 年 4 月 1 日要綱第 65 号)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 26 年 9 月 8 日要綱第 44 号)

この要綱は、平成 26 年 9 月 8 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

補助対象事業	補助の対象となる経費	補助金の額
コミュニティ助成事業実施要綱の適用を受ける自主防災組織育成事業	コミュニティ助成事業実施要綱第 2 1. (3) アに規定される事業の経費	一般財団法人自治総合センターから交付される助成金と同額
その他市長が必要と認める自主防災組織資機材整備事業	①メガホン・消火器・救急箱・担架・避難誘導旗・腕章・強力ライト・非常持出し袋・消火栓器具等の資機材整備経費。ただし、各家庭への配布を目的とする資機材は、ヘルメットを除き、原則として対象外とする。 ②簡易な資機材倉庫の整備経費 ③その他自主防災組織の活動強化に必要と認められる事業に要する経費	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額。ただし、初回の限度額を 50 万円とし、2 回目以降の限度額を 10 万円とする。

1－9 坂出市防災士資格取得補助金交付要綱

平成24年 3月30日要綱第54号

(趣旨)

第1条 この要綱は、防災士を養成することにより市の地域防災力の向上を図るため、防災士の資格取得に要した経費の一部を補助する防災士資格取得補助金(以下「補助金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(防災士の定義)

第2条 この要綱において「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構(以下「機構」という。)より防災士として認証されている者をいう。

(交付の対象および補助金の額等)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、市内在住の防災士で、自主防災組織、自治会等の地域団体または市の防災力向上のための活動を行う意思のあるものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 機構が認証した研修機関による研修講座の受講料
- (2) 前号の講座の受講に必要な教本の購入費
- (3) 防災士資格取得試験受験料
- (4) 防災士認証登録申請料

3 補助金の額は、2万5千円を限度とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、坂出市防災士資格取得補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 機構が発行する認証状の写し
- (3) 前条第2項の各号に掲げる経費の領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、防災士として認証された日から起算して1年以内とする。

(交付の決定および確定)

第5条 市長は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、および補助金の額を確定したときは、坂出市防災士資格取得補助金交付決定・確定通知書(様式第3号)により、その内容を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、坂出市防災士資格取得補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の請求書を受理した後、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消しおよび補助金の返還)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、すでに交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に定めるものを除くほか、市長の指示に従わなかったとき。

(委任)

第9条 この要綱を定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成30年9月25日要綱第46号)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

1-10 坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付要綱

平成23年3月31日要綱第107号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する住宅の耐震性の向上を図り、市民の安全を確保するため、市内にある住宅の耐震対策をする者に対し、市が交付する坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「住宅」とは、併用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。）を含み、一戸建てまたは長屋建ての住宅をいう。ただし、枠組壁工法、丸太組工法および建設大臣の特別な認定を得た工法等によるものは除く。

2 この要綱において「耐震対策」とは、住宅の耐震診断、耐震改修工事、簡易耐震改修および耐震シェルター設置工事をいう。

3 この要綱において「耐震診断」とは、次の各号に掲げるいずれかの方法により耐震診断技術者（建築士の資格を有し、別表第1に定める講習を受講した者または建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。）が行う住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

(1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算によるもの

(2) 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年度国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）別添第一に示す計算によるもの

(3) 前2号に掲げるもののほかこれらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの

4 この要綱において、「耐震改修工事」とは、次の各号に掲げるいずれかの方法により行う住宅の地震に対する安全性の向上を目的として、原則として、県内に営業所を有する事業者が施工する補強または改修の工事をいう。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第19条および第20条の規定に適合するように行われるもの

(2) 基本方針別添第二に示すもの

(3) 前2号に掲げるもののほかこれらと同等以上に安全性を向上させると認められるもの

5 この要綱において、「簡易耐震改修工事」とは、耐震診断を行った結果、上部構造評点が0.7未満と判断されたものについて、上部構造評点が0.7以上1.0未満と判断されるように耐震性を高める工事をいう。ただし、原則として県内に主たる営業所を有する事業者が施工する補強または改修工事に限る。

6 この要綱において、「耐震シェルター設置等工事」とは、耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の震動および衝撃に対して倒壊し、もしくは崩壊する危険性が高いと評価されたもの、または危険性があると評価されたものについて、地震による住宅の倒壊等から生命を守るための装置（耐震シェルターおよび耐震ベッドをいう。）で香川県知事の認めるものを設置する工事をいう。

7 この要綱において、「耐震改修工事等」とは、耐震改修工事、簡易耐震改修工事および耐震シェルター等設置工事をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工されていること。

(2) 市内に住所を有する者が自ら所有しているものであり、耐震改修工事を行った後も、主たる居住の場として利用されること。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(3) 耐震改修工事については、耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の震動および衝撃に対して倒壊し、もしくは崩壊する危険性が高いと評価され、または倒壊する危険性があると評価されていること。

(4) 補助金の交付申請の時点において、建築基準法第9条の規定に基づく特定行政庁からの措置が命じられていないなど、同法の規定に基づく重大な違反がないこと。

(5) 耐震改修工事については、この要綱に基づき耐震改修工事等を過去に行っていないこと。

(6) 簡易耐震改修工事については、木造の住宅に限るものとする。

- (7) 耐震診断については、この要綱に基づき耐震診断を過去に行っていないこと。
- (8) 耐震改修工事等については、この要綱に基づき耐震改修工事等を過去に行っていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 住宅の所有者または住宅の所有者から承諾を得た者であること。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
- (2) 市税を完納していること。

(補助の対象および補助金の額等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震対策を行う場合の1敷地ごとにそれぞれに要する経費（耐震改修工事等には実施設計費用を含む。）とする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額を予算の範囲内で交付する。ただし、当該交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 耐震診断 補助対象経費に10分の9を乗じて得た額または90,000円のいずれか少ない額
- (2) 耐震改修工事 補助対象経費または1,000,000円のいずれか少ない額
- (3) 簡易耐震改修工事 補助対象経費または500,000円のいずれか少ない額
- (4) 耐震シェルター等設置工事 補助対象経費または200,000円のいずれか少ない額

3 補助対象経費の額は、確定申告の際に交付申請額に係る消費税相当額を、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除する場合には、当該消費税相当額分を減額した額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を、当該年度の1月末日までに、市長に提出しなければならない。

- 2 住宅が共有に係るものである場合は、代表者を申請者としてすることができる。
- 3 申請者は、補助金の受領を耐震診断および耐震改修工事等を行った事業者（以下「耐震事業者」という。）に委任することができる。この場合において、申請者は、第1項の申請書に事業実施に係る補助金の代理受領の委任状および同意書（様式第1号の2）を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、適正であると認めるときは、坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金交付決定に、条件を付することができる。

(補助金の交付の条件)

第8条 申請者は、補助金交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合においては、坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けること。ただし、軽微な変更はこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止する場合においては、速やかに坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付中止承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(事業が期日までに完了しない場合等の報告)

第9条 申請者は、事業が交付申請に付された期日までに完了しない場合は、市長の指示を受けなければならない。

2 申請者は、事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 申請者は、事業を完了したときは、当該事業の完了の日から起算して20日を経過した日または当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、別表第3に掲げる坂出市民間住宅耐震対策支援事業完了実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第11条 市長は、前条の完了実績報告書の提出があった場合はその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、報告に係る事業の成果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知を受けたときは、速やかに坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 申請者が、補助金の請求をするに当たり、その受領を耐震事業者に委任する場合には、前項の請求書に、確定通知を受けた補助金の代理請求および代理受領委任状（様式第10号）を添付しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条第1項の規定による額の確定後、同条第2項の請求があった場合に、申請者に補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （2） 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- （3） 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- （4） 補助金の交付決定の前に、事業に着手したとき。ただし、事業採択後に実施設計に着手した場合は、この限りでない。
- （5） この要綱およびこの要綱の規定に基づく市長の指示または命令に違反したとき。
- （6） 補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。
- （7） 補助事業の遂行が困難となったとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（書類の保管）

第15条 申請者は、補助金の交付を受けた補助対象事業等の実施状況等を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を整備し、これらを5年間保存しておかななければならない。

（立入検査等）

第16条 市長は、補助金にかかる予算の執行の適正を期するため必要があるときは、申請者に対して報告を求め、または当該職員にその物件を検査させ、もしくは質問させることができる。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 坂出市既存木造住宅耐震診断補助金交付要綱（平成22年坂出市要綱第8号）は、廃止する。

付 則（平成24年2月29日要綱第50号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年 3 月 1 日要綱第15号）
この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成26年 9 月16日要綱第46号）
この要綱は、平成26年 9 月16日から施行する。

付 則（平成28年 4 月 1 日要綱第55号）
この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 3 月30日要綱第11号）
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

耐震診断技術者に求められる講習会

- | |
|--|
| (1) 一般財団法人日本建築防災協会が実施する国土交通省登録講習のうち、木造住宅に係る耐震診断資格者または耐震改修技術者養成のための講習
(2) 香川県が実施する木造住宅耐震対策講習
(3) その他香川県知事が認める講習 |
|--|

別表第 2（第 6 条関係）

申請時に必要な書類

区分	書類
耐震診断	1 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年が記載されたもの）※建築年が昭和56年の場合、住宅の登記簿謄本，その他住宅の建築年月が確認できる書類を添付すること。 2 納税証明書 3 所有者以外の者による申請の場合は，所有者の承諾書 4 既存住宅に係る設計図書 (1) 付近見取図 (2) 配置図および各階平面図 (3) その他耐震診断の内容が確認できるもの 5 耐震診断に係る見積書の写し
耐震改修工事等	1 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年が記載されたもの）※建築年が昭和56年の場合、住宅の登記簿謄本その他住宅の建築年月が確認できる書類を添付すること。 2 納税証明書 3 所有者以外の者による申請の場合は，所有者の承諾書 4 既存住宅耐震改修工事等に係る設計図書 (1) 付近見取図 (2) 配置図および各階平面図 (3) その他耐震診断の内容が確認できるもの (4) 補強計画時の構造評価がわかる計算書（耐震診断者が行ったもの） (5) 基本方針別添第 2 に示す計算を行ったものは，耐震改修工事等に係る構造詳細図 (6) その他耐震改修工事等内容が確認できる図書 ※N値計算書を想定 5 耐震診断報告書（様式第 8 号） 6 耐震改修工事等に係る見積書の写し 7 建築基準法第 6 条および第 6 条の 2 の規定に基づく建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合に限る） ※本要綱に係る耐震診断の補助を受けた者は，上記1, 2, 4(1)，5 は省略することができる。

別表第 3 (第10条関係)

完了時に必要な書類

区分	書類
耐震診断	1 坂出市民間住宅耐震対策支援事業耐震診断報告書（様式第 8 号） 2 配置図および各階平面図（建築基準法施行規則第 1 条の 3 の表 1 に掲げる事項） 3 耐震診断に係る業務委託約契約書の写し 4 耐震診断に要した費用の領収書の写し 5 調査等の状況写真（2 ～ 3 枚程度）
耐震改修工事等	1 坂出市民間住宅耐震対策支援事業耐震改修工事等結果報告書（耐震診断技術者が行ったもの）（様式第 9 号） 2 耐震改修工事等に係る請負契約書の写し（耐震シェルター等設置工事を除く。） 3 耐震改修工事等に要した費用の領収書の写し（代理受領の場合は，耐震改修工事等に要した費用から交付決定金額を差し引いた金額の領収書） 4 補強または改修工事等の施工写真（改修前後が判明できる写真）および必要に応じて出荷証明書等工事関係書類 5 交付申請時における改修場所，工法等に変更がある場合は，それらが分かる平面図等 6 建築基準法第 7 条および第 7 条の 2 の規定に基づく検査済証の写し（建築確認を受けた建築物に限る。）

1-1-1 坂出市緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業費補助金交付要綱

平成24年 2 月29日要綱第49号

(目的)

第1条 この要綱は、緊急輸送道路沿道の共同住宅および建築物(以下「建築物等」という。)の所有者等が耐震診断、補強設計、耐震改修および建替えを実施する場合に、これらに要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、耐震性の高い市街地の形成および緊急輸送道路の安全の確保を図り、もって震災に強いまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震対策事業 緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震診断または補強設計に要する費用の補助に関する事業(以下「耐震診断費等補助事業」という。)および緊急輸送道路の沿道建築物等の耐震改修または建替えに要する費用の補助に関する事業(以下「耐震改修費等補助事業」という。)をいう。
 - (2) 緊急輸送道路 香川県地域防災計画で緊急輸送路として指定された道路をいう。
 - (3) 耐震対策 建築物等の耐震診断、補強設計、耐震改修または建替えをいう。
 - (4) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年度国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。)の別添第1「建築物の耐震診断の指針」に示す方法により、耐震診断技術者(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士をいう。)が行う地震に対する建築物等の安全性の評価をいう。
 - (5) 補強設計 耐震診断に基づき、設計者(前号における「耐震診断技術者」と同等以上の者とする。)が設計する建築物等の補強工事の設計(建替えを行う場合の建築設計を含む。)をいう。
 - (6) 耐震改修 基本方針の別添第2「建築物の耐震改修の指針」に示す方法により行う、地震に対する建築物等の安全性の向上を目的として実施する補強工事をいう。(原則として県内に営業所を設けている事業者が施工する事業でなければならない。次号において同じ。)
 - (7) 建替え 現に存する建築物を除却した後、当該建築物の敷地に同じ用途でかつ、原則として同じ規模以上の建築物等を新たに建築することをいう。
 - (8) 住宅 共同住宅および併用住宅(住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。)を含む一戸建てまたは長屋建ての住宅をいう。
 - (9) マンション 共同住宅のうち耐火建築物または準耐火建築物であって延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が3以上のものをいう。
 - (10) 建築物 住宅以外の建築物をいう。
 - (11) 施行者 第6条第1項の承認を受けて耐震対策事業を行う者をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、建築基準法(昭和25年法律第201号)および建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)において使用する用語の例による。

(補助金の交付の対象事業)

第3条 この要綱による補助金の交付対象事業(以下「補助対象事業」という。)は、緊急輸送道路の沿道建築物等の耐震診断、補強設計、耐震改修または建替えに関する事業でなければならない。

(事業要件)

第4条 補助対象事業において対象となる建築物等は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。ただし、第3号または第4号については、いずれかをもって足りる。

- (1) 坂出市都市計画図に示された国勢調査による人口集中地区内で実施される事業に係る建築物等であること。
 - (2) 昭和56年5月31日以前に建築された緊急輸送道路の沿道建築物等(国または地方公共団体の所有するものを除く。)であること。
 - (3) 建築物およびマンションについては、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第5条第3項第2号の政令に定める建築物であること。ただし、枠組壁工法、丸太組工法および国土交通大臣の特別な認定等を受けた工法によるものは除く。
 - (4) マンション以外の共同住宅については、いずれかの部分の高さが当該部分から前面の緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、前面の緊急輸送道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えたものを超えるものであること。ただし、枠組壁工法、丸太組工法および国土交通大臣の特別な認定等を受けた工法によるものは除く。
 - (5) 原則として建築基準法の規定に適合している建築物等であること。
- 2 補助対象事業において補強設計、耐震改修または建替えの対象となる建築物等は、前項各号に掲げる要件のほか次の各号のすべてに該当するものでなければならない。ただし、第2号または第3号については、いずれかをもって足りる。
- (1) 構造が耐震上著しく危険であると認められること、または劣化のため放置すれば耐震上著しく危険と認められるものであること。
 - (2) 建築物およびマンションについては、耐震改修促進法に基づく指導を受けたものであって、建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないこと。

- (3) マンション以外の共同住宅については、耐震改修促進法に基づく指導または特定行政庁による任意の勧告を受けたものであって、建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないこと。
- (4) 基本方針の別添第1「建築物の耐震診断の指針」または国がこれと同等と認めた耐震診断の方法により、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
- (5) 耐震改修促進法第17条第3項の規定による建築物の耐震改修の認定等を受けて地震に対する安全性の向上を目的として行う事業であること。

(補助対象事業費、補助金の額)

第5条 補助対象事業に要する経費（以下「補助対象事業費」という。）は、次の各号に定める額を限度とする。

- (1) 耐震診断 1棟につき次に定める額とする。ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、1,570,000円を限度として加算することができる。
 - ア 面積1,000平方メートル以内の部分は、平方メートル当たり3,670円
 - イ 面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分は、平方メートル当たり1,570円
 - ウ 面積2,000平方メートルを超える部分は、平方メートル当たり1,050円
 - (2) 補強設計 前号に定める額と住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成12年3月24日付け建設省住街発第29号）第2-1-ハに基づく建築設計費（建替えを行う場合の建築設計費は、耐震改修工事に要する費用相当分を建築工事費として算出するものとする。）の限度額と比較して、いずれか少ない額
 - (3) 耐震改修および建替え 次の区分に応じ、当該額に補助対象となる延べ面積を乗じて得た額。ただし、建築物等の建替えは、従前建物の耐震改修に要する費用相当分の額とアからウまでに定める限度額とを比較して、いずれか少ない額
 - ア マンション以外の共同住宅の耐震改修工事費 平方メートル当たり34,100円
 - イ マンションの耐震改修工事費 平方メートル当たり50,200円。ただし、免震工法等特殊な工法による場合は、平方メートル当たり83,800円
 - ウ 建築物の耐震改修工事費 平方メートル当たり51,200円
- 2 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて算定するものとする。
- (1) 耐震診断 1棟につき補助対象事業費の3分の2に相当する額または別表第1の規定により算出した補助の対象限度額の3分の2に相当する額（その額が4,000,000円を超えるときは4,000,000円とする。）のいずれか少ない額
 - (2) 補強設計 1棟につき補助対象事業費の3分の2に相当する額または別表第1の規定により算出した補助の対象限度額の3分の2に相当する額（その額が4,000,000円を超えるときは4,000,000円とする。）のいずれか少ない額
 - (3) 耐震改修および建替え 1棟につき補助対象事業費の3分の2に相当する額または別表第1の規定により算出した補助の対象限度額の3分の2に相当する額（その額が60,000,000円を超えるときは60,000,000円とする。）のいずれか少ない額
- 3 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事業計画書の提出)

- 第6条 耐震対策支援事業を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ事業計画書（様式第1号または様式第2号）に別表第2に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 申請者が当該沿道建築物の所有権を有する者でない場合は、当該事業の実施に関し当該所有権を有する者の同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。
 - 3 市長は、第1項の事業計画書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、事業計画承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 施行者は、補助金の交付を受けて耐震診断または補強設計を実施しようとするときは、前条第3項の承認後、実施に関する契約を締結する前に補助金交付申請書（様式第4号）に別表第3に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 施行者は、補助金の交付を受けて耐震改修または建替えに係る工事を実施しようとするときは、前条第3項の承認後、実施に関する契約を締結する前に、補助金交付申請書（様式第5号）に別表第3に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、複数年度にわたって事業を行う場合は、当該年度に係る部分（当該年度出来高分）について提出するものとする。

(補助金の交付決定)

- 第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第6号）により施行者に通知するものとする。
- 2 市長は、施行者が当該補助金の交付申請の日以前に納期（延納、納税の猶予または納期限の延長に係る期限を含む。）が到来した市税等（延納、納税の猶予または納期の延長があった場合は、これらに係る期限が当該申請の日の翌日以降に到来するものを除く。）を完納していない場合は、交付決定しないものとする。
 - 3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

(着手届)

第 9 条 施行者は、耐震対策支援事業に着手したときは、着手の日から 10 日以内に着手届（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第 10 条 施行者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

(中間検査の実施等)

第 11 条 市長は、耐震改修費等補助事業において必要と認めるときは工程を指定し、中間検査を実施することができる。この場合において、施行者は、耐震改修または建替えに係る工事が当該指定に係る工程に達したときは、中間検査申請書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、中間検査申請書の提出があったときは、耐震改修または建替えに係る工事が適正に行われているかどうかについて、速やかに中間検査を実施するものとする。

3 市長は、中間検査を実施した結果、耐震改修または建替えに係る工事が適正に行われていないと認めるときは、施行者に対し必要な指示を行うものとする。

4 市長は、前 3 項の規定による中間検査を行うほか、耐震改修費等補助事業において必要があると認めるときは、施行者に対し必要な指示を行い、もしくは報告を求め、または当該職員をして建築物その他の物件もしくは設計図書類等の検査をさせることができる。

(補助金の経理)

第 12 条 施行者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、耐震改修費等補助事業の完了後、5 年間保存しなければならない。

(耐震対策支援事業の内容の変更)

第 13 条 施行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ当該各号に掲げる申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 耐震対策支援事業の内容を変更しようとする場合において、補助金の額に変更を生ずるとき 補助金交付変更申請書（様式第 9 号）

(2) 耐震対策支援事業の内容の変更で次のいずれかに該当するものをしようとするとき 事業内容変更承認申請書（様式第 10 号）

ア 補助の対象となる部分の面積、配置、構造等の変更

イ 事業工程の大幅な変更

ウ その他申請内容の大幅な変更により該当するものとして市長が定める変更

2 市長は、前項第 1 号の補助金交付変更申請書または同項第 2 号の事業内容変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、補助金交付変更決定通知書（様式第 11 号）または事業内容変更承認通知書（様式第 12 号）により施行者に通知するものとする。

(耐震対策支援事業の中止または廃止)

第 14 条 施行者は、耐震対策支援事業を中止し、または廃止しようとするときは、速やかに事業中止（廃止）承認申請書（様式第 13 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(耐震対策支援事業の完了期日の変更)

第 15 条 施行者は、耐震対策支援事業が補助金交付決定通知書に付された完了予定期日までに完了しないときまたはその遂行が困難となったときは、速やかに完了期日変更報告書（様式第 14 号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(遵守事項)

第 16 条 施行者は、この要綱および関係法令の規定ならびに補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件その他市長の命令に従い耐震対策支援事業を行わなければならない。

(遂行命令)

第 17 条 市長は、施行者が前条の遵守事項に従い耐震対策支援事業を遂行していないと認めるときは、施行者に改善を促すため必要な措置の遂行を命ずることができる。

(完了実績報告)

第 18 条 施行者は、耐震対策支援事業が完了したときは、その完了の日から起算して 20 日を経過した日または事業年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、完了実績報告書（様式第 15 号）に別表第 4 に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

2 事業が翌年度にわたる場合は、当該年度の 2 月末日までに年度終了実績報告書（様式第 16 号）に別表第 4 に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 19 条 市長は、前条第 1 項の完了実績報告書の提出があった場合はその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第 17 号）により施行者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 20 条 施行者は、前条の通知を受けたときは、速やかに請求書（様式第 18 号）を市長に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第 21 条 市長は、第 18 条第 1 項の完了実績報告書の提出があった場合において、当該耐震対策支援事業の成果が補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に適合しないと認めるときは、施行者に対しこれらに適合するよう必要な措置を命ずることができる。

（交付決定の取消し）

第 22 条 市長は、施行者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- （1）虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- （3）補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反し、かつ、その是正を求める市長の指示または命令に従わないとき。
- （4）その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第 23 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、施行者が既に補助金の交付を受けているときは、期限を定めて補助金返還命令書（様式第 19 号）によりその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金が返還された場合において、当該補助金が国および県の補助を受けたものであるときは、速やかに当該補助金を国および県に返還しなければならない。

（指導および監督）

第 24 条 市長は、必要があると認めるときは、施行者、耐震診断者または設計者、耐震改修等に係る工事の施工者等（次項において「施行者等」という。）に対し、いつでも耐震対策支援事業の計画または施行の状況等に関する報告を求めることができる。

2 市長は、施行者等に対し耐震対策支援事業の適正な執行を確保するため、いつでも必要な措置を講ずるよう命じ、または必要な助言もしくは勧告をすることができる。この場合において、施行者等は異議なくこれに従わなければならない。

（適用除外）

第 25 条 この要綱の規定は、国、公共団体または国もしくは公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人その他これらに類する法人として市長が定める法人が所有する建築物については、適用しない。

（委任）

第 26 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年 3 月 1 日要綱第 14 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 26 年 2 月 24 日要綱第 9 号）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年 4 月 1 日要綱第 60 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 4 月 1 日要綱第 9 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和元年 10 月 9 日要綱第 13 号）

この要綱は、令和元年 10 月 9 日から施行する。

1-12 坂出市鉄道施設緊急耐震対策事業補助金交付要綱

平成25年3月21日要綱第20号

(趣旨)

第1条 坂出市鉄道施設緊急耐震対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、坂出市補助金等交付規則（平成12年坂出市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 市は、今後発生が予想されている大規模地震による県内鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止により、列車の安全運行ならびに鉄道利用者の安全確保を図るとともに発災時における緊急応急活動の機能を確保するため、次条に規定する者が市内で行う第4条に定める事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、鉄道事業者とする。

(交付の対象および補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）および補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日国鉄施第105号。以下「国要綱」という。）第3条第3項および第4条第1項に定めるものとする。

2 市が交付する補助金の額は、補助対象事業に対して県が補助する額以内の額であって、補助対象経費に1/6を乗じて得た額以内、かつ、国が交付する補助金の額の1/2以内の額で、市長が決定する。

(交付の申請)

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、様式第1号による申請書を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の交付申請があったときは、その申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付を決定し、様式第2号により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助金交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ様式第3号による変更申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を調査し、適当と認めたときは、交付決定の変更を行い、様式第4号による交付決定変更通知書により、補助事業者に通知するものとする。

3 前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、または条件を付することがある。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、市長から要求があった場合は、速やかに様式第5号による状況報告書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第6号による実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、国要綱による額の確定通知書を受けたときは、速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 10 条 市長は、前条の報告を受けた場合には、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 7 号により補助事業者に通ずるものとする。

(財産の管理)

第 11 条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助金の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等で、取得価格または効用の増加価格の単価が 50 万円を超える機械および重要な器具を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する額を市に納付した場合または減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。
- 3 補助事業者は、前項ただし書に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 4 市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部または一部を坂出市に納付させることがある。

付 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 21 日から施行する。